

利 用 者 の 皆 様 へ

当事業者の介護保険の取り扱いは、次のとおりです。

神奈川県知事指定介護保険事業所「京町薬局新桜ヶ丘店」

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日及び営業時間

月曜日 ～ 金曜日	8時50分～18時
土曜日	8時50分～13時
日曜日・祝祭日	休業

※ 緊急時は上記の時間に限りません。

3. 利用料金

1回につき/月 (月に4回まで)	1割負担	5 1 8 円
	2割負担	1 0 3 6 円
	3割負担	1 5 5 4 円

※ 別途、お薬代や医療費のご負担があります。

※ 同一建物での診療者数によって負担金が変わることがあります。

※ 特別な薬剤管理の必要な方は、別途加算があります。

(例：麻薬の場合、1割負担 100円加算)

※ 公費により一部負担金が助成される事があります。

※ 特別医療を必要とする場合、例外として月8回となる
ことがあります。

4. 通常事業の実施地域

保土ヶ谷区、旭区（一部）

指定事業者名 指定居宅療養管理指導事業所：京町薬局新桜ヶ丘店

指定事業所番号 1440681650

事業所所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘店 2-24-12

電話番号 045-353-0071

運営方針・運営目的

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示にもとづいて薬剤師が訪問して薬剤管理を致します。

指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
- (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

営業日及び営業時間

月～金曜日 8時50分～18時 土曜日 8時50分～13時

ただし、緊急時は上記の時間に限りません。

利用料

- (1) 介護保険報酬に応じた利用者負担額をいただきます。但し公費により負担が変わる事があります。
- (2) 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただきます。

緊急時における対応方法

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡します。

苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談の上慎重に対処いたします。